

特定法人等農地利用調整緊急支援事業（継続）

【平成19年度概算決定額：14,762（20,000）千円】

対策のポイント

企業等の農業参入に当たり、農業委員会が実施した活動事例を全国農業会議所で収集・分析し提供していきます。

（企業等の農業参入の状況）

- ・ 農業に参入した企業等は、平成18年9月1日現在、80市町村で173法人となっており、業種別では、建設業、食品産業をあわせ全体の6割（105法人）を占めています。また、営農類型別にみると、野菜が67法人と最も多く、次いで複合35法人、米麦等34法人の順となっています。
- ・ 参入企業等に貸し付けられている農地は529haで、うち約6割が遊休農地又は遊休化のおそれのある農地であり、企業等の参入が遊休農地の解消・発生防止につながっています。

政策目標

企業等の農業参入法人数を5年で3倍増

156法人（17年度末）

500法人（22年度）

< 内容 >

企業等の農業参入に係る農地の利用調整活動

企業等の円滑な農業参入を図るため、参入時における農業委員会の農地用調整活動の事例等を全国農業会議所でデータベース化し、農業委員会系統組織へ提供します。

【補助率：定額】

【事業実施主体：全国農業会議所】

【事業実施期間：平成18年度～平成21年度】

[担当課：経営局構造改善課（03 - 3591 - 1389（直））]